

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

(銀行におけるTLAC規制対象会社の同順位商品に関する経過措置)

第二条 国際統一基準行（第一条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新銀行告示」という。）第一条第十号の二に規定する国際統一基準行をいう。）においては、TLAC規制対象会社（新銀行告示第一条第八十四号に規定するTLAC規制対象会社をいう。以下この条において同じ。）のその他外部TLAC調達手段（新銀行告示第一条第八十五号に規定するその他外部TLAC調達手段をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）と法的又は経済的に同順位である商品（その他外部TLAC調達手段に該当するものを除く。次項及び第三項において「国内TLAC規制対象会社の同順位商品」という。）のうち、当該TLAC規制対象会社に係る総損失吸収力及び資本再構築力に係る最低基準の適用日（以下「TLAC規制適用日」という。）までに発行されたものであって、当該TLAC規制

適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新銀行告示第七条第二項第五号又は第十九条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額に算入しないことができる。

2 標準的手法採用行（新銀行告示第一条第十号に規定する標準的手法採用行をいう。次条第一項並びに附則第五条第一項及び第三項において同じ。）が国内基準行（新銀行告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。次項、次条及び附則第五条第一項において同じ。）である場合にあつては、国内TLAC規制対象会社の同順位商品のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであつて、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新銀行告示第七十六条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

3 内部格付手法採用行（新銀行告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用行をいう。次条第二項において同じ。）が国内基準行である場合にあつては、国内TLAC規制対象会社の同順位商品のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであつて、当該TLAC規制適用

日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新銀行告示第七十八条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

（銀行におけるその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャーに関する経過措置）

第三条 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあつては、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているその他外部TLAC調達手段及び次に掲げるもの（いずれも償還期限の定めがある場合において保有中に当該償還期限までの期間が一年に満たなくなったものを含み、次に掲げるものにあつては、適用日において次に掲げるものであることを要しない。次項において「経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段」という。）に限り、新銀行告示第七十六条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

一 規制金融機関（新銀行告示第一条第三十七号の二イ(1)に規定する規制金融機関をいう。）に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において、その他外部TLAC調達手段に相当すると認められているもの

二 新銀行告示第一条第八十八号に規定する特例外部T L A C調達手段

2 内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあっては、適用日から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続している経過措置対象その他外部T L A C関連調達手段に限り、新銀行告示第七十八条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

(銀行における信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置)

第四条 平成三十一年三月三十一日前に、先進的内部格付手法を使用することについて第一条の規定による改正前の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「旧銀行告示」という。)第四百十条の承認を受けた銀行が、同日の直前まで、旧銀行告示第十三条第四項、第二十四条第四項、第三十六条第四項及び第四十七条第四項の規定により信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出するに当たり、これらの規定に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内部格付手法を用いている場合には、新銀行告示第十三条第四項、第二十四条第四項、第三十六条第四項及び第四十七条第四項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「銀行を標準的手法採用行とみなして第八章に定めるところ

ろにより判定された手法とし」とあるのは、「銀行を基礎的内部格付手法採用行とみなして第八章に定めるところにより判定された手法（同章第二節第二款第四目に規定する内部評価方式を除く。）とし」とすることができる。

（国内基準行における証券化エクスポージャーに関する経過措置）

第五条 国内基準行のうち、内部モデル方式採用行（新銀行告示第一条第十二号の二に規定する内部モデル方式採用行をいう。）及び先進的計測手法採用行（新銀行告示第一条第十三号に規定する先進的計測手法採用行をいう。）のいずれにも該当しない標準的手法採用行にあつては、適用日から起算して三年を経過する日までの間は、新銀行告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧銀行告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る場合には、新銀行告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額にかかわらず、旧銀行告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該上回る額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額を、自己資本比率の算式の分母における信用リスク・アセットの額の合計額

のうち証券化エクスポージャーに係る部分とすることができる。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	二十五パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十五パーセント

2 前項の場合において、適用日から起算して三年を経過する日前に、新銀行告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧銀行告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る状況が解消されたときには、当該解消された日以後は、同項の規定は適用しないものとする。

3 標準的手法採用行が第一項の規定の適用を受ける場合又はその適用を中止する場合には、あらかじめそ

の旨を金融庁長官に届け出るものとする。ただし、同項の規定の適用を中止する旨を届け出た当該標準的手法採用行は、その届出の日以後は、同項の規定の適用を受ける旨を届け出ることとはできないものとする。

4 金融庁長官は、前項の規定による届出の受理の権限を、当該届出をする銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。附則第十一条第四項、第十六条第四項及び第二十一条第四項において同じ。）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

（銀行におけるリスクリテンションに関する経過措置）

第六条 銀行が適用日において保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該銀行がその保有を継続している場合に限り、新銀行告示第二百四十八条第三項の規定は、適用しない。

（銀行持株会社におけるTLAC規制対象会社の同順位商品に関する経過措置）

第七条 国際統一基準行（第二条の規定による改正後の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当で

あるかどうかを判断するための基準（以下「新銀行持株告示」という。）第一条第十号の二に規定する国際統一基準行をいう。）においては、TLAC規制対象会社（新銀行持株告示第一条第八十四号に規定するTLAC規制対象会社をいう。以下この条において同じ。）のその他外部TLAC調達手段（新銀行持株告示第一条第八十五号に規定するその他外部TLAC調達手段をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）と法的又は経済的に同順位である商品（その他外部TLAC調達手段に該当するものを除く。次項及び第三項において「国内TLAC規制対象会社の同順位商品」という。）のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであって、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新銀行持株告示第七条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額に算入しないことができる。

2 標準的手法採用行（新銀行持株告示第一条第十号に規定する標準的手法採用行をいう。次条第一項並びに附則第十一条第一項及び第三項において同じ。）が国内基準行（新銀行持株告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。次項、次条及び附則第十一条第一項において同じ。）である場合にあつては、

国内TLAC規制対象会社の同順位商品のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであつて、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新銀行持株告示第五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

3 内部格付手法採用行（新銀行持株告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用行をいう。次条第二項において同じ。）が国内基準行である場合にあつては、国内TLAC規制対象会社の同順位商品のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであつて、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新銀行持株告示第五十六条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

（銀行持株会社におけるその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャーに関する経過措置）

第八条 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあつては、適用日から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているその他外部TLAC調達手段及び次に掲

げるもの（いずれも償還期限の定めがある場合において保有中に当該償還期限までの期間が一年に満たなくなつたものを含み、次に掲げるものにあつては、適用日において次に掲げるものであることを要しない。次項において「経過措置対象その他外部T L A C 関連調達手段」という。）に限り、新銀行持株告示第五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

一 規制金融機関（新銀行持株告示第一条第三十七号の二イ(1)に規定する規制金融機関をいう。）に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において、その他外部T L A C 調達手段に相当すると認められているもの

二 新銀行持株告示第一条第八十八号に規定する特例外部T L A C 調達手段

2 内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあつては、適用日から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続している経過措置対象その他外部T L A C 関連調達手段に限り、新銀行持株告示第一百五十六条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

（銀行及び銀行持株会社における資本調達手段に関する経過措置）

第九条 新銀行告示第七条第五項及び第十九条第五項並びに新銀行持株告示第七条第五項の規定にかかわら

ず、Tier 2資本調達手段（旧銀行告示第七条第四項若しくは第十九条第四項又は第二条の規定による改正前の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（次条並びに附則第十一条第一項及び第二項において「旧銀行持株告示」という。）第七条第四項に規定するTier 2資本調達手段をいう。）及び適格旧Tier 2資本調達手段（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号。附則第三十条において「平成二十四年改正銀行・銀行持株告示」という。）附則第三条第二項に規定する適格旧Tier 2資本調達手段及び同条第五項に規定する適格旧Tier 2資本調達手段をいう。）のうち、適用日前に発行されたものについては、なお従前の例による。

（銀行持株会社における信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置）

第十条 平成三十一年三月三十一日前に、先進的内部格付手法を使用することについて旧銀行持株告示第一百八条の承認を受けた銀行持株会社が、同日の直前まで、旧銀行持株告示第十三条第四項及び第二十五条

第四項の規定により信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出するに当たり、これらの規定に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内部格付手法を用いている場合には、新銀行持株告示第十三条第四項及び第二十五条第四項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「銀行持株会社を標準的手法採用行とみなして第六章に定めるところにより判定された手法とし」とあるのは、「銀行持株会社を基礎的内部格付手法採用行とみなして第六章に定めるところにより判定された手法（同章第二節第二款第四目に規定する内部評価方式を除く。）とし」とすることができ。

（国内基準行である銀行持株会社における証券化エクスポージャーに関する経過措置）

第十一条 国内基準行である銀行持株会社のうち、内部モデル方式採用行（新銀行持株告示第一条第十二号の二に規定する内部モデル方式採用行をいう。）及び先進的計測手法採用行（新銀行持株告示第一条第十号に規定する先進的計測手法採用行をいう。）のいずれにも該当しない標準的手法採用行にあつては、適用日から起算して三年を経過する日までの間は、新銀行持株告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧銀行持株告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る場合には、新銀行持株告示により算出される証券化

エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額にかかわらず、旧銀行持株告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該上回る額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額を、自己資本比率の算式の分母における信用リスク・アセットの額の合計額のうち証券化エクスポージャーに係る部分とすることができる。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	二十五パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十五パーセント

2 前項の場合において、適用日から起算して三年を経過する日前に、新銀行持株告示により算出される証

券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧銀行持株告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る状況が解消されたときには、当該解消された日以後は、同項の規定は適用しないものとする。

- 3 標準的手法採用行が第一項の規定の適用を受ける場合又はその適用を中止する場合には、あらかじめその旨を金融庁長官に届け出るものとする。ただし、同項の規定の適用を中止する旨を届け出た当該標準的手法採用行は、その届出の日以後は、同項の規定の適用を受ける旨を届け出ることとはできないものとする。

- 4 金融庁長官は、前項の規定による届出の受理の権限を、当該届出をする銀行持株会社の本店の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

(銀行持株会社におけるリスクリテンションに関する経過措置)

- 第十二条 銀行持株会社が適用日において保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該銀行持株会社がその保有を継続している場合に限り、新銀行持株告示第二百二十六条第三項の規定は、適用しない。

(信用金庫又は信用金庫連合会におけるT L A C規制対象会社の同順位商品に関する経過措置)

第十三条 国際統一基準金庫(第三条の規定による改正後の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「新信金告示」という。))第一条第九号の三に規定する国際統一基準金庫をいう。)においては、T L A C規制対象会社(新信金告示第一条第八十二号に規定するT L A C規制対象会社をいう。以下この条において同じ。))のその他外部T L A C調達手段(新信金告示第一条第八十三号に規定するその他外部T L A C調達手段をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。))と法的又は経済的に同順位である商品(その他外部T L A C調達手段に該当するものを除く。次項及び第三項において「国内T L A C規制対象会社の同順位商品」という。))のうち、当該T L A C規制対象会社に係るT L A C規制適用日までに発行されたものであって、当該T L A C規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該T L A C規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新信金告示第二十四条第二項第五号又は第三十六条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部T L A C関連調達手段の額に算入しないことができる。

2 標準的手法採用金庫（新信金告示第一条第九号に規定する標準的手法採用金庫をいう。次条第一項並びに附則第十六条第一項及び第三項において同じ。）が国内基準金庫（新信金告示第一条第九号の二に規定する国内基準金庫をいう。次項、次条及び附則第十六条第一項において同じ。）である場合にあつては、国内TLAC規制対象会社の同順位商品のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであつて、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新信金告示第七十条の四の三第二項の規定を適用しないことができる。

3 内部格付手法採用金庫（新信金告示第一条第二号に規定する内部格付手法採用金庫をいう。次条第二項において同じ。）が国内基準金庫である場合にあつては、国内TLAC規制対象会社の同順位商品のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであつて、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新信金告示第七十八条の四の三第二項の規定を適用しないことができる。

(信用金庫又は信用金庫連合会におけるその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャーに関する経過措置)

第十四条 標準的手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあつては、適用日から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているその他外部TLAC調達手段及び次に掲げるもの（いずれも償還期限の定めがある場合において保有中に当該償還期限までの期間が一年に満たなくなつたものを含み、次に掲げるものにあつては、適用日において次に掲げるものであることを要しない。次項において「経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段」という。）に限り、新信金告示第七十条の四の三第二項の規定を適用しないことができる。

一 規制金融機関（新信金告示第一条第三十六号の二イ(1)に規定する規制金融機関をいう。）に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において、その他外部TLAC調達手段に相当すると認められているもの

二 新信金告示第一条第八十六号に規定する特例外部TLAC調達手段

2 内部格付手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあつては、適用日から起算して十年が経過する日ま

での間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続している経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段に限り、新信金告示第百七十八条の四の三第二項の規定を適用しないことができる。

(信用金庫及び信用金庫連合会における信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置)

第十五条 平成三十一年三月三十一日前に、先進的内部格付手法を使用することについて第三条の規定による改正前の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この条並びに次条第一項及び第二項において「旧信金告示」という。）第百三十八条の承認を受けた信用金庫又は信用金庫連合会が、同日の直前まで、旧信金告示第十条第四項、第十八条第四項、第三十条第四項及び第四十一条第四項の規定により信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出するに当たり、これらの規定に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内部格付手法を用いている場合には、新信金告示第十条第四項、第十八条第四項、第三十条第四項及び第四十一条第四項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「信用金庫又は信用金庫連合会を標準的手法採用金庫とみなして第八章に定めるところにより判定された手法とし」とあるのは、「信用

金庫又は信用金庫連合会を基礎的内部格付手法採用金庫とみなして第八章に定めるところにより判定された手法（同章第二節第二款第四目に規定する内部評価方式を除く。）とし」とすることができる。

（国内基準金庫である信用金庫及び信用金庫連合会における証券化エクスポージャーに関する経過措置）

第十六条 国内基準金庫のうち、内部モデル方式採用金庫（新信金告示第一条第十一号の二に規定する内部モデル方式採用金庫をいう。）及び先進的計測手法採用金庫（新信金告示第一条第十二号に規定する先進的計測手法採用金庫をいう。）のいずれにも該当しない標準的手法採用金庫にあつては、適用日から起算して三年を経過する日までの間は、新信金告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧信金告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る場合には、新信金告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額にかかわらず、旧信金告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該上回る額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額を、自己資本比率の算式の分母における信用リスク・アセットの額の合計額のうち証券化エクスポージャーに係る部分とすることができ。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	二十五パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十五パーセント

2 前項の場合において、適用日から起算して三年を経過する日前に、新信金告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧信金告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る状況が解消されたときには、当該解消された日以後は、同項の規定は適用しないものとする。

3 標準的手法採用金庫が第一項の規定の適用を受ける場合又はその適用を中止する場合には、あらかじめその旨を金融庁長官に届け出るものとする。ただし、同項の規定の適用を中止する旨を届け出た当該標準

的手法採用金庫は、その届出の日以後は、同項の規定の適用を受ける旨を届け出ることとはできないものとする。

4 金融庁長官は、前項の規定による届出の受理の権限を、当該届出をする信用金庫又は信用金庫連合会の本店の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

（信用金庫及び信用金庫連合会におけるリスクリテンションに関する経過措置）

第十七条 信用金庫又は信用金庫連合会が適用日において保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該信用金庫又は信用金庫連合会がその保有を継続している場合に限り、新信金告示第二百四十八条第三項の規定は、適用しない。

（信用協同組合等のTLAC規制対象会社における同順位商品に関する経過措置）

第十八条 標準的手法を採用する信用協同組合等（第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するため

の基準（以下「新信組告示」という。）第一条第九号に規定する標準的手法を採用する信用協同組合等をいう。次条第一項並びに附則第二十一条第一項及び第三項において同じ。）にあつては、TLAC規制対象会社（新信組告示第一条第七十九号に規定するTLAC規制対象会社をいう。以下この条において同じ。）のその他外部TLAC調達手段（新信組告示第一条第八十号に規定するその他外部TLAC調達手段をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）と法的又は経済的に同順位である商品（その他外部TLAC調達手段に該当するものを除く。次項において「国内TLAC規制対象会社の同順位商品」という。）のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであつて、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新信組告示第四十七条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

2 内部格付手法を採用する信用協同組合等（新信組告示第一条第二号に規定する内部格付手法を採用する信用協同組合等をいう。次条第二項において同じ。）にあつては、国内TLAC規制対象会社の同順位商品のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであつて、当該T

LAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該LAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新信組告示第百五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

（信用協同組合等におけるその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャーに関する経過措置）

第十九条 標準的手法を採用する信用協同組合等にあつては、適用日から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているその他外部TLAC調達手段及び次に掲げるもの（いずれも償還期限の定めがある場合において保有中に当該償還期限までの期間が一年に満たなくなつたものを含み、次に掲げるものにあつては、適用日において次に掲げるものであることを要しない。次項において「経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段」という。）に限り、新信組告示第四十七条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

一 規制金融機関（新信組告示第一条第三十六号の二イ(1)に規定する規制金融機関をいう。）に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において、その他外部TLAC調達手段に相当すると認められているもの

二 新信組告示第一条第八十三号に規定する特例外部TLAC調達手段

2 内部格付手法を採用する信用協同組合等にあつては、適用日から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続している経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段に限り、新信組告示第五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

(信用協同組合等における信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置)

第二十条 平成三十一年三月三十一日前に、先進的内部格付手法を使用することについて第四条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この条並びに次条第一項及び第二項において「旧信組告示」という。）第百十四条の承認を受けた信用協同組合等が、同日の直前まで、旧信組告示第十条第四項及び第十八条第四項の規定により信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出するに当たり、これらの規定に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内部格付手法を用いている場合には、新信組告示第十条第四項及び第十八条第四項の規定の適用については、当分の間、こ

これらの規定中「信用協同組合等を標準的手法を採用する信用協同組合等とみなして第六章に定めるところにより判定された手法とし」とあるのは、「信用協同組合等を基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等とみなして第六章に定めるところにより判定された手法（同章第二節第二款第四目に規定する内部評価方式を除く。）とし」とすることができるとする。

（信用協同組合等における証券化エクスポージャーに関する経過措置）

第二十一条 信用協同組合等のうち、先進的計測手法を採用する信用協同組合等（新信組告示第一条第十二号に規定する先進的計測手法を採用する信用協同組合等をいう。）に該当しない標準的手法を採用する信用協同組合等にあつては、適用日から起算して三年を経過する日までの間は、新信組告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧信組告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る場合には、新信組告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額にかかわらず、旧信組告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該上回る額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額を、自己資本比率

の算式の分母における信用リスク・アセットの額の合計額のうち証券化エクスポージャーに係る部分とすることができる。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	二十五パーセント
平成三十一年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十五パーセント

2 前項の場合において、適用日から起算して三年を経過する日前に、新信組告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧信組告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る状況が解消されたときには、当該解消された日以後は、同項の規定は適用しないものとする。

3 標準的手法を採用する信用協同組合等が第一項の規定の適用を受ける場合又はその適用を中止する場合には、あらかじめその旨を金融庁長官に届け出るものとする。ただし、同項の規定の適用を中止する旨を届け出た当該標準的手法を採用する信用協同組合等は、その届出の日以後は、同項の規定の適用を受ける旨を届け出ることとはできないものとする。

4 金融庁長官は、前項の規定による届出の受理の権限を、当該届出をする信用協同組合等の本店の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

(信用協同組合等におけるリスクリテンションに関する経過措置)

第二十二條 信用協同組合等が適用日において保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該信用協同組合等がその保有を継続している場合に限り、新信組告示第二百二十四条第三項の規定は、適用しない。

(最終指定親会社におけるTLAC規制対象会社の同順位商品に関する経過措置)

第二十三條 T L A C規制対象会社（第五条の規定による改正後の最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうか

を判断するための基準を定める件（以下「新最終指定親会社告示」という。）第一条第八十七号に規定するT L A C規制対象会社をいう。以下この項において同じ。）のその他外部T L A C調達手段（新最終指定親会社告示第一条第八十八号に規定するその他外部T L A C調達手段をいう。以下この条において同じ。）と法的又は経済的に同順位である商品（その他外部T L A C調達手段に該当するものを除く。）のうち、当該T L A C規制対象会社に係るT L A C規制適用日までに発行されたものであって、当該T L A C規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該T L A C規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新最終指定親会社告示第七条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部T L A C関連調達手段の額に算入しないことができる。

（最終指定親会社における資本調達手段に関する経過措置）

第二十四条 新最終指定親会社告示第七条第五項の規定にかかわらず、Tier 2資本調達手段（第五条の規定による改正前の最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が相当であるかどうかを判断するための基準を定める件（次条において「旧最終指定親会社告示」という。）第七条第四項に規定するTier 2資本調達手段をいう。）及び

び適格旧Tier2資本調達手段（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十九号。附則第三十一条において「平成二十四年改正最終指定親会社告示」という。）附則第三条第二項に規定する適格旧Tier2資本調達手段をいう。）のうち、適用日前に発行されたものについては、なお従前の例による。

（最終指定親会社における信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置）

第二十五条 平成三十一年三月三十一日前に、先進的内部格付手法を使用することについて旧最終指定親会社告示第百十六条の承認を受けた最終指定親会社が、同日の直前まで、旧最終指定親会社告示第十三条第四項の規定により信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出するに当たり、同項に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内部格付手法を用いている場合には、新最終指定親会社告示第十三条第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「最終指定親会社を標準的手法採用最終指定親会社とみなして第五章に定めるところにより判定された手法とし」とあるのは、「最終指定親会社を基礎的内部格付手法採用最終指定親会社とみなして第五章に定めるところにより判定された

手法（同章第二節第二款第四目に規定する内部評価方式を除く。）とし」とすることができる。

（最終指定親会社におけるリスクリテンションに関する経過措置）

第二十六条 最終指定親会社が適用日において保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該最終指定親会社とその保有を継続している場合に限り、新最終指定親会社告示第二百二十六条第三項の規定は、適用しない。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条 第六条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新銀行開示告示」という。）第二条第三項第十号（新銀行開示告示第三条第三項において読み替えて準用する場合を除く。）において引用する別紙様式第十三号、新銀行開示告示第二条第四項第二号（新銀行開示告示第三条第四項、第四条第四項第二号、第五条第四項、第七条第四項第二号及び第八条第四項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定、新銀行開示告示第二条第五項（新銀行開示告示第四条第四項第二号及び第

七条第四項第二号において読み替えて準用する場合を除く。)において引用する別紙様式第二号(第四面から第八面まで及び第二十二面から第二十五面までに係る部分に限る。)、新銀行開示告示第二条第六項(新銀行開示告示第三条第五項において読み替えて準用する場合を除く。)の規定、新銀行開示告示第二条第七項(新銀行開示告示第三条第五項において準用する場合を除く。)において引用する別紙様式第三号及び新銀行開示告示第十条第四項(新銀行開示告示第十一条において読み替えて準用する場合を除く。)の規定は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新銀行開示告示第三条第三項において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第三項第十号において引用する別紙様式第十三号、新銀行開示告示第三条第四項において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第四項第二号の規定、新銀行開示告示第三条第四項において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第五項において引用する別紙様式第四号(第二面から第六面まで及び第十七面から第二十面までに係る部分に限る。)、新銀行開示告示第三条第五項において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第六項の規定、新銀行開示告示第三条第五項において準用する新銀行開示告示第二条第七項において引用する

別紙様式第三号及び新銀行開示告示第十一条において読み替えて準用する新銀行開示告示第十条第四項の規定は、適用日以後に終了する中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3 新銀行開示告示第四条第三項第二号及び第七条第三項第二号において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第三項第十一号において引用する別紙様式第十四号、新銀行開示告示第四条第四項第二号及び第七条第四項第二号において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第四項第二号の規定、新銀行開示告示第四条第四項第二号及び第七条第四項第二号（第四面から第八面まで及び第二十二面から第二十五面までに係る部分に限る。）、新銀行開示告示第四条第五項（新銀行開示告示第五条第五項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定、新銀行開示告示第四条第六項（新銀行開示告示第五条第五項において準用する場合を除く。）において引用する別紙様式第六号、新銀行開示告示第四条第七項（新銀行開示告示第五条第六項において読み替えて準用する場合を除く。）及び第七条第七項（新銀行開示告示第八条第六項において

読み替えて準用する場合を除く。)において引用する別紙様式第十五号、新銀行開示告示第十二条第四項(新銀行開示告示第十三条において読み替えて準用する場合を除く。)の規定並びに新銀行開示告示第十五条第四項(新銀行開示告示第十六条において読み替えて準用する場合を除く。)の規定は、適用日以後に終了する連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項、次条第二項及び附則第二十九条第二項において同じ。)に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

4 新銀行開示告示第五条第三項及び第八条第三項において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第三項第十号において引用する別紙様式第十四号、新銀行開示告示第五条第四項及び第八条第四項において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第四項第二号の規定、新銀行開示告示第五条第四項及び第八条第四項において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第五項において引用する別紙様式第四号(第二面から第六面まで及び第十七面から第二十面までに係る部分に限る。)、新銀行開示告示第五条第五項において読み替えて準用する新銀行開示告示第四条第五項の規定、新銀行開示告示第五条第五項において準用する新銀行開示告示第四条第六項において引用する別紙様式第六号、新銀行開示告示第五条第六項にお

いて読み替えて準用する新銀行開示告示第四条第七項及び新銀行開示告示第八条第六項において読み替えて準用する新銀行開示告示第七条第七項において引用する別紙様式第十五号、新銀行開示告示第十三条において読み替えて準用する新銀行開示告示第十二条第四項の規定並びに新銀行開示告示第十六条において読み替えて準用する新銀行開示告示第十五条第四項の規定は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

（信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条 第七条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新信金開示告示」という。）第二条第四項（新信金開示告示第四条第一項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定、新信金開示告示第六条第三項第十一号（新信金開示告示第八条第三項において読み替えて準用する場合を除く。）において引用する別紙様式第十二号、新信金開示告示第六条第四項第二号（新信金開示

告示第七条第四項第二号、第八条第四項及び第九条第四項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定、新信金開示告示第六条第五項（新信金開示告示第七条第四項第二号において読み替えて準用する場合を除く。）において引用する別紙様式第四号（第四面から第八面まで及び第二十二面から第二十五面までに係る部分に限る。）、新信金開示告示第六条第六項（新信金開示告示第八条第五項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定及び新信金開示告示第六条第七項において引用する別紙様式第六号（第一面に係る部分に限り、新信金開示告示第八条第五項において準用する場合を除く。）は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新信金開示告示第三条第四項（新信金開示告示第四条第二項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定、新信金開示告示第七条第三項第二号において読み替えて準用する新信金開示告示第六号第十三号、新信金開示告示第七条第四項第二号において読み替えて準用する新信金開示告示第六条第四項第二号の規定、新信金開示告示第七条第四項第二号において読み替えて準用する新信金開示告示第六号第五項において引用する別紙様式第四号（第四面から第八面まで及び第

二十二面から第二十五面までに係る部分に限る。）、新信金開示告示第七条第五項（新信金開示告示第九条第五項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定及び新信金開示告示第七条第六項において引用する別紙様式第六号（第二面に係る部分に限り、新信金開示告示第九条第五項において準用する場合を除く。）は、適用日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条 第八条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新信組開示告示」という。）第二条第四項（新信組開示告示第四条第一項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新信組開示告示第三条第四項（新信組開示告示第四条第二項において読み替えて準用する場合を除く。

）の規定は、適用日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

（平成二十四年改正銀行・銀行持株告示の一部改正）

第三十条 平成二十四年改正銀行・銀行持株告示の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

【別葉1を挿入】

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(資本調達手段に係る経過措置)</p> <p>第三条 「略」</p> <p>2 旧銀行告示第六条第一項第四号から第六号まで若しくは第十八条第一項第四号から第六号までに掲げるものであって新銀行告示第七条第五項若しくは第十九条第五項に規定するTier2資本調達手段に該当しない資本調達手段(平成二十二年九月十二日前に発行されたもの)に限り、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであって適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。)又は新銀行告示第七条第五項各号(第十号を除く。)に掲げる要件若しくは新銀行告示第十九条第五項各号(第十号を除く。)に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段であつて新銀行告示第七条第五項若しくは第十九条第五項に規定するTier2資本調達手段に該当しないもの(平成二十二年九月十二日から適用日の前日までの間に発行されたものに限る。)(以下この項及び次項において「適格旧Tier2資本調達手段」と総称する。)の額(適格旧Tier2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったもの)については、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、</p>	<p>附則</p> <p>(資本調達手段に係る経過措置)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>2 旧銀行告示第六条第一項第四号から第六号まで若しくは第十八条第一項第四号から第六号までに掲げるものであって新銀行告示第七条第四項若しくは第十九条第四項に規定するTier2資本調達手段に該当しない資本調達手段(平成二十二年九月十二日前に発行されたもの)に限り、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであって適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。)又は新銀行告示第七条第四項各号(第十号を除く。)に掲げる要件若しくは新銀行告示第十九条第四項各号(第十号を除く。)に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段であつて新銀行告示第七条第四項若しくは第十九条第四項に規定するTier2資本調達手段に該当しないもの(平成二十二年九月十二日から適用日の前日までの間に発行されたものに限る。)(以下この項及び次項において「適格旧Tier2資本調達手段」と総称する。)の額(適格旧Tier2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったもの)については、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、</p>

算出基準日（銀行告示第四条第一号イに規定する算出基準日をいう。次条第二項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この項及び次項において同じ。）については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier2資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Tier2資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、銀行告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

〔3・4 略〕

5 旧持株告示第六条第一項第四号から第六号までに掲げるものであって新持株告示第七条第五項に規定するTier2資本調達手段に該当しない資本調達手段（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限り、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであって適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。）又は同項各号（第十号を除く。）に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段であつて同項に規定するTier2資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日から適用日の前日までの間に発行されたものに限る。）（以下この条において「適格旧Tier2資本調達手段」と総称する。）の額（適格旧Tier2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、か

算出基準日（銀行告示第四条第一号イに規定する算出基準日をいう。次条第二項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この項及び次項において同じ。）については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier2資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Tier2資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、銀行告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

〔3・4 同上〕

5 旧持株告示第六条第一項第四号から第六号までに掲げるものであって新持株告示第七条第四項に規定するTier2資本調達手段に該当しない資本調達手段（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限り、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであって適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。）又は同項各号（第十号を除く。）に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段であつて同項に規定するTier2資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日から適用日の前日までの間に発行されたものに限る。）（以下この条において「適格旧Tier2資本調達手段」と総称する。）の額（適格旧Tier2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、か

つ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日（持株告示第四条第一号に規定する算出基準日をいう。次条第四項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この条において同じ。）については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier2資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Tier2資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、持株告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

6 「略」

（非支配株主持分等に係る経過措置）

第六条 連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（銀行告示第八条第一項第三号に規定する連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額をいう。）のうち、銀行告示第八条第一項から第三項までの規定により銀行告示第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額、銀行告示第六条第一項第五号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額及び銀行告示第七条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後非支配株

つ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日（持株告示第四条第一号に規定する算出基準日をいう。次条第四項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この条において同じ。）については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier2資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Tier2資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、持株告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

6 「同上」

（非支配株主持分等に係る経過措置）

第六条 連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（銀行告示第八条第一項第三号に規定する連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額をいう。）のうち、銀行告示第八条第一項から第三項までの規定により銀行告示第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額、銀行告示第六条第一項第五号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額及び銀行告示第七条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後非支配株

主持分等の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額のうち、連結子法人等（銀行告示第一号第五十八号に規定する連結子法人等をいう。以下この項において同じ。）の普通株式（銀行告示第五条第三項に規定する普通株式をいう。）に対応する部分の額については、銀行告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入ことができ、連結子法人等のその他Tier1資本調達手段（銀行告示第六条第四項に規定するその他Tier1資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、銀行告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入ことができ、連結子法人等のTier2資本調達手段（銀行告示第七条第五項に規定するTier2資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、銀行告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

〔表略〕

2 連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（持株告示第八条第一項第三号に規定する連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額をいう。）のうち、持株告示第八条第一項から第三項までの規定により持株告示第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額、持株告示第六条第一項第五号に掲げるその他T

主持分等の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額のうち、連結子法人等（銀行告示第一号第五十八号に規定する連結子法人等をいう。以下この項において同じ。）の普通株式（銀行告示第五条第三項に規定する普通株式をいう。）に対応する部分の額については、銀行告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入ことができ、連結子法人等のその他Tier1資本調達手段（銀行告示第六条第四項に規定するその他Tier1資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、銀行告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入ことができ、連結子法人等のTier2資本調達手段（銀行告示第七条第四項に規定するTier2資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、銀行告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

〔同上〕

2 連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（持株告示第八条第一項第三号に規定する連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額をいう。）のうち、持株告示第八条第一項から第三項までの規定により持株告示第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額、持株告示第六条第一項第五号に掲げるその他T

ier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額及び持株告示第七条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額のうち、連結子法人等（持株告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等をいう。以下この項において同じ。）の普通株式（持株告示第五条第三項に規定する普通株式をいう。）に対応する部分の額については、持株告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のその他Tier1資本調達手段（持株告示第六条第四項に規定するその他Tier1資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、持株告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のTier2資本調達手段（持株告示第七条第五項に規定するTier2資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、持株告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

ier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額及び持株告示第七条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額のうち、連結子法人等（持株告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等をいう。以下この項において同じ。）の普通株式（持株告示第五条第三項に規定する普通株式をいう。）に対応する部分の額については、持株告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のその他Tier1資本調達手段（持株告示第六条第四項に規定するその他Tier1資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、持株告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のTier2資本調達手段（持株告示第七条第四項に規定するTier2資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、持株告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(平成二十四年改正最終指定親会社告示の一部改正)

第三十一条 平成二十四年改正最終指定親会社告示の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

【別葉2を挿入】

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(資本調達手段に係る経過措置)</p> <p>第三条 「略」</p> <p>2 旧告示第六条第一項第四号から第六号までに掲げるものであつて新告示第七条第五項に規定するTier2資本調達手段に該当しない資本調達手段（平成二十二年九月十二日前に発行されたもの限り、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであつて適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。）又は同項各号（第十号を除く。）に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段であつて同項に規定するTier2資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日から適用日の前日までの間に発行されたものに限る。）（以下この条において「適格旧Tier2資本調達手段」と総称する。）の額（適格旧Tier2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日（告示第七十三条第三項第七号に規定する算出基準日）をいう。次条第二項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(資本調達手段に係る経過措置)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>2 旧告示第六条第一項第四号から第六号までに掲げるものであつて新告示第七条第四項に規定するTier2資本調達手段に該当しない資本調達手段（平成二十二年九月十二日前に発行されたもの限り、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであつて適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。）又は同項各号（第十号を除く。）に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段であつて同項に規定するTier2資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日から適用日の前日までの間に発行されたものに限る。）（以下この条において「適格旧Tier2資本調達手段」と総称する。）の額（適格旧Tier2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日（告示第七十三条第三項第七号に規定する算出基準日）をいう。次条第二項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た</p>

額とする。以下この条において同じ。）については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier2資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Tier2資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

3 「略」

（非支配株主持分等に係る経過措置）

第六条 連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（告示第八条第一項第三号に規定する連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額をいう。）のうち、告示第八条第一項から第三項までの規定により告示第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額、告示第六条第一項第五号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額及び告示第七条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後非支配株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額のうち、連結子法人等（告示第十条に規定する連結子法人等をいう。以下この条において同じ。）の普通株式（告示第五条第三項に規定する

額とする。以下この条において同じ。）については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier2資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Tier2資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

3 「同上」

（非支配株主持分等に係る経過措置）

第六条 連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（告示第八条第一項第三号に規定する連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額をいう。）のうち、告示第八条第一項から第三項までの規定により告示第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額、告示第六条第一項第五号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額及び告示第七条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後非支配株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額のうち、連結子法人等（告示第十条に規定する連結子法人等をいう。以下この条において同じ。）の普通株式（告示第五条第三項に規定する

普通株式をいう。)に対応する部分の額については、告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のその他Tier1資本調達手段(告示第六条第四項に規定するその他Tier1資本調達手段をいう。)に対応する部分の額については、告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のTier2資本調達手段(告示第七条第五項に規定するTier2資本調達手段をいう。)に対応する部分の額については、告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

普通株式をいう。)に対応する部分の額については、告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のその他Tier1資本調達手段(告示第六条第四項に規定するその他Tier1資本調達手段をいう。)に対応する部分の額については、告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のTier2資本調達手段(告示第七条第四項に規定するTier2資本調達手段をいう。)に対応する部分の額については、告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

備考 表中の「」の記載は注記である。

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する告示の一部改正）

第三十二条 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十年金融庁告示第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

【別葉3を挿入】

		改正後				改正前	
附則		附則		附則		附則	
<p>(銀行における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)</p> <p>第二条 当分の間、第一条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この条及び次条において「新銀行告示」という。）第七十九条第二項及び第三項、<u>第一百五十七条第六項、第一百六十五条第四項並びに第二百七十条の七</u>第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>		<p>(銀行における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)</p> <p>第二条 当分の間、第一条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この条及び次条において「新銀行告示」という。）第七十九条第二項及び第三項、<u>第一百五十七条第五項、第一百六十五条第五項、第二百六十条</u>第二項並びに第二百七十条の七第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>		<p>(銀行における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)</p> <p>第二条 当分の間、第一条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この条及び次条において「新銀行告示」という。）第七十九条第二項及び第三項、<u>第一百五十七条第五項、第一百六十五条第五項、第二百六十条</u>第二項並びに第二百七十条の七第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>		<p>(銀行における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)</p> <p>第二条 当分の間、第一条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この条及び次条において「新銀行告示」という。）第七十九条第二項及び第三項、<u>第一百五十七条第五項、第一百六十五条第五項、第二百六十条</u>第二項並びに第二百七十条の七第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>	
[略]	[略]	[略]	[略]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
第一百五十七条第六項	[略]	第一百五十七条第五項	[同上]	第一百五十七条第五項	[同上]	第一百五十七条第五項	[同上]
第一百六十五条第四項	[略]	第一百六十五条第五項	[同上]	第一百六十五条第五項	[同上]	第一百六十五条第五項	[同上]
第二百七十条の七第一	同章（第七十九条第	第二百六十条第二項	第七十九条（第二項	第二百六十条第二項	第七十九条（第二項	第二百六十条第二項	第七十九条（第二項
	同章の規定中		第七十九条から第七		第七十九条から第七		第七十九条から第七

	項	
〔2・3 略〕		二項及び第三項を除く。〕の規定中

	項	
〔2・3 同上〕	第二百七十条の七第一	同章（第七十九条第二項及び第三項を除く。〕の規定中
〔2・3 同上〕	同章（第七十九条第二項及び第三項を除く。〕の規定中	同章の規定中

（銀行持株会社における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置）
 第四条 当分の間、第二条の規定による改正後の銀行法第五十二条の

（銀行持株会社における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置）
 第四条 当分の間、第二条の規定による改正後の銀行法第五十二条の

二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この条及び次条において「新持株告示」という。）第五十七条第二項及び第三項、第三百三十五條第六項、第四百三十三條第四項並びに第二百四十八條の七第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

[略]	第三百三十五條第六項	[略]	[略]
	第四百三十三條第四項	[略]	[略]
第二百四十八條の七第一項	同章（第五十七條第二項及び第三項を除く。）の規定中	同章の規定中	

二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この条及び次条において「新持株告示」という。）第五十七条第二項及び第三項、第三百三十五條第五項、第四百三十三條第五項、第二百三十八條第二項並びに第二百四十八條の七第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

[同上]	第三百三十五條第五項	[同上]	[同上]
	第四百三十三條第五項	[同上]	[同上]
第二百三十八條第二項	第五十七條（第二項及び第三項を除く。）から第五十七條の三の六までの規定を準用する。この場合において、これらにおいて、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付規定中「標準的手法採用行」と読み替えるものとする。	第五十七條から第五十七條の四までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。	

〔2・3 略〕

（信用金庫及び信用金庫連合会における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置）

第六条 当分の間、第三条の規定による改正後の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この条及び次条において「新信金告示」という。）第七十三条第二項及び第三項、第百五十六条第六項、第百六十四条第四項並びに第二百七十条の八第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読

<p>第二百四十八条の七第一項</p>	<p>「内部格付手法採用行」と、第五十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。</p>
<p>同章（第五十七条第二項及び第三項を除く。）の規定中</p>	<p>同章の規定中</p>

〔2・3 同上〕

（信用金庫及び信用金庫連合会における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置）

第六条 当分の間、第三条の規定による改正後の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この条及び次条において「新信金告示」という。）第七十三条第二項及び第三項、第百五十六条第五項、第百六十四条第五項、第二百七十条第二項並びに第二百七十条の八第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の

み替えるものとする。

[略]	第百五十六条第六項	第百六十四条第四項	第二百七十条の八第二項
[略]	[略]	[略]	同章（第七十三条第二項及び第三項を除く。）の規定中
[略]	[略]	[略]	同章の規定中

下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

[同上]	第百五十六条第五項	第百六十四条第五項	第二百六十条第二項
[同上]	[同上]	[同上]	第七十三条（第二項及び第三項を除く。）から第七十五条の六までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、第七十三条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。
[同上]	[同上]	[同上]	第七十三条から第七十六条までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

<p>【略】</p>	<p>【略】</p>	<p>【略】</p>	<p>〔2・3 略〕</p> <p>（信用協同組合等における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置）</p> <p>第八条 当分の間、第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この条及び次条において「新信組告示」という。）第五十条第二項及び第三項、第三百三十二条第六項、第四百四十条第四項並びに第二百四十六条の六第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>		
<p>【同上】</p>	<p>【同上】</p>	<p>【同上】</p>	<p>〔2・3 同上〕</p> <p>（信用協同組合等における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置）</p> <p>第八条 当分の間、第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この条及び次条において「新信組告示」という。）第五十条第二項及び第三項、第三百三十二条第五項、第四百四十条第五項、第二百三十六条第二項並びに第二百四十六条の六第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1193 1153 1356 2004"> <tr> <td data-bbox="1193 1153 1356 1444"> <p>第二百七十条の八第二項及び第三項を除く。）の規定中</p> </td> <td data-bbox="1193 1444 1356 2004"> <p>同章（第七十三条第二項及び第三項を除く。）の規定中</p> </td> </tr> </table>	<p>第二百七十条の八第二項及び第三項を除く。）の規定中</p>	<p>同章（第七十三条第二項及び第三項を除く。）の規定中</p>
<p>第二百七十条の八第二項及び第三項を除く。）の規定中</p>	<p>同章（第七十三条第二項及び第三項を除く。）の規定中</p>				

[2・3 略]	第二百四十六条の六第一項	[略]	[略]
	同章（第五十条第二項及び第三項を除く。）の規定中	同章の規定中	同章の規定中

[2・3 同上]	第二百四十六条の六第一項	[同上]	[同上]
	同章（第五十条第二項及び第三項を除く。）の規定中	<p>第五十条（第二項及び第三項を除く。）から第五十二条の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法を準用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。</p> <p>「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p>第五十条から第五十三条までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。</p>

（最終指定親会社における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置）

第十条 当分の間、第五条の規定による改正後の最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（以下「新最終指定親会社告示」という。）

（第四十六条第一項本文（新最終指定親会社告示第百三十四条第六項、第四百四十二条第四項及び第二百四十八条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、最終指定親会社は、カレント・エクスポージャー方式（第五条の規定による改正前の最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（以下「旧最終指定親会社告示」という。）第四十七条に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。以下同じ。）を用いて、先渡、スワップ及びオプションその他の派生商品取引の与信相当額を算出することができる。この場合において、最終指定親会社は、全ての派生商品取引について、S A I C C Rを用いて与信相当額を算出することができない。

〔2・3 略〕

（最終指定親会社における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置）

第十条 当分の間、第五条の規定による改正後の最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（以下「新最終指定親会社告示」という。）

（第四十六条第一項本文（新最終指定親会社告示第百三十四条第五項、第四百四十二条第五項、第二百三十八条第二項及び第二百四十八条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、最終指定親会社は、カレント・エクスポージャー方式（第五条の規定による改正前の最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（以下「旧最終指定親会社告示」という。）第四十七条に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。以下同じ。）を用いて、先渡、スワップ及びオプションその他の派生商品取引の与信相当額を算出することができる。この場合において、最終指定親会社は、全ての派生商品取引について、S A I C C Rを用いて与信相当額を算出することができない。

〔2・3 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

